

【飯田市・下伊那】

戸籍システム機器の共同利用

背景・取組内容

- ・原則市町村ごとに取り扱うこととされていた戸籍事務について、平成7年から戸籍法施行規則の解釈上、複数の自治体が共同で外部設置するサーバを利用することが可能。
- ・戸籍の電子化に伴い、機器更新・維持経費等のコストが負担。
- ・飯田市にサーバを設置し、飯田市・下伊那14市町村で戸籍システム機器の一部を共同利用（南信州定住自立圏形成協定による）。
- ・飯田市がサーバ管理等を行い、町村が経費の負担等。

第1次（平成27年11月～）飯田市、高森町、根羽村、下條村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

第2次（平成29年11月～）松川町、阿南町、阿智村、平谷村、売木村、天龍村

効果

経費 約2億5,000万円→約1億3,000万円（▲1億2,000万円、▲48%）（5年間）